

沖縄県貸切バス活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨及び事業目的)

第1条 知事は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、さらに原油価格・物価高騰に伴う影響を大きく受ける貸切バスの利用促進等を図るため、貸切バス事業者が運行する貸切バスの利用運賃の低減に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象となる事業者等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であって、沖縄県内に本社又は営業所を有する貸切バス事業者で、別に定めるところにより、本事業の登録事業者として登録された事業者とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年7月1日から令和5年3月10日までの期間中及び令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間中、別表に掲げる者からの依頼による沖縄県内での貸切バス運行であって、補助事業者がその利用運賃を低減して運行する事業とする。ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 貸切バスの運行に対し、国、都道府県又は市町村からその全部又は一部に対して補助金が交付される場合
- (2) 旅行会社からの依頼（手数料が発生する場合）として運行する場合
- (3) 貸切バスを活用した旅行商品（バスツアー）として運行する場合
- (4) イベント主催者等による送迎（シャトルバス等）として運航する場合
- (5) 宗教活動（冠婚葬祭と判断されるものを除く。）又は選挙活動を目的とする場合
- (6) 概ね同一の利用者が、概ね同一の行程を反復継続して利用する場合
- (7) 予約を受け付けたものの、利用者の都合等でキャンセルとなり、実際に運行しなかった場合
- (8) 県外の団体又は個人からの依頼で運行する場合
- (9) その他本事業の趣旨と異なり、不適当な運行と知事が認めた場合

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び基準額は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、本事業を利用のうえ、貸切バスを運行する場合は、本事業の適用を受けていること並びに本事業の適用前の運賃及び本事業による補助金額を利用者が明確に認知できるようにすること。

3 補助事業者は、本事業の実施にあたって、貸切バスや観光施設等が基準とする新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドラインに遵守すること。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める補助対象経費の額と同表の第2欄に定める基準額を比較して少ない額を交付額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県貸切バス活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 誓約書
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可(認可)書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県貸切バス活用支援事業補助金交付決定通知書を通ずる。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ沖縄県貸切バス活用支援事業補助金変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県貸切バス活用支援事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面(任意様式)により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、沖縄県貸切バス活用支援事業補助金実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利用実績書
- (2) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送申込書/運送引受書・乗車券の写し
- (3) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条第2項に掲げる事項を記載した乗務記録の写し
- (4) 利用者による支払い等が確認できる書類等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県貸切バス活用支援事業補助金確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県貸切バス活用支援事業補助金返還命令通知書により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県貸切バス活用支援事業補助金請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。
 - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

別表

補助対象経費	基準額（補助の上限額）
<p>県内の学校、幼稚園、認定こども園、保育園、放課後児童クラブ、企業、自治会、老人会、子供会その他の団体又は個人からの依頼により貸切バスを運行する場合における運賃（キロ制運賃及び時間制運賃とし、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）であって、低減前の運賃と低減後の運賃との差額とする。ただし、低減後の運賃が4,000円を下回る場合は、4,000円とみなして、その差額を算出するものとする。</p>	<p>1日1回あたり、30,000円/台（定額補助）</p> <p>ただし、4時間以下の利用の場合は、1日1回あたり、15,000円/台とする。（定額補助）</p>
<p>バスガイドを利用する場合は、バスガイド利用料金（消費税及び地方消費税を除く）を上記の対象経費に加える。</p>	<p>1日1回あたり、10,000円/台（定額補助）</p>